

## 都市計画報告 応募規則

### 第1条 (目的)

この規則は、公益社団法人日本都市計画学会学術委員会規程第2条第2項に基づき、公益社団法人日本都市計画学会学術委員会（以下「本委員会」という。）が都市計画報告の募集を行うにあたっての必要な事項を定める。

### 第2条 (都市計画報告の内容)

都市計画に関する計画、デザイン、分析、調査、制度、事業等についての「研究速報」、「事例報告」、「調査報告」、「論説・評論」のいずれかのカテゴリーに該当し、かつ新規性、速報性が認められるものを募集する。

### 第3条 (既発表であっても投稿できる範囲)

- 1) 著者（共同著者を含む）が公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）以外で既に発表した報告は、その旨を原稿中に明示することによって投稿できる。ただし、著者が著作権を有する等、応募に際して支障のないものに限る。
- 2) 著者が本学会で都市計画報告集以外に既に発表した報告は、そのままでは投稿できない。ただし、既発表報告で割愛した詳細な情報を掲載したもの、内容をより分かりやすく解説したもの、内容をさらに深化させたもの等、既発表報告を補う報告はその旨を原稿中に明示することによって投稿できる。
- 3) なお、報告を投稿後、本学会の審査付論文へ再投稿することは妨げない。

### 第4条 (重複応募の禁止)

同一の報告を他学会等の梗概などに同時に投稿することすなわち重複応募は認められない。

### 第5条 (応募資格)

投稿時に、著者のうち1名以上が本学会個人会員、あるいは本学会賛助会員団体の社員・職員となっているもの。

### 第6条 (原稿)

原稿の執筆に係る細目は、別に定める。

### 第7条 (原稿の提出等)

応募に係る細目は、別に定める。

### 第8条 (採否)

- 1) 採否は、本委員会が審査（以下、形式審査という）を行い、著者に通知する（英文論文の場合でも通知書は日本語で記述する）。審査は、商業広告を目的とするもの、個人の誹謗中傷にあたるもの、社会倫理に反するもの、執筆要領を大幅に逸脱しているもの等の排除を目的とし、内容については原則的に審査を行わないが、必要に応じて修正を要求する場合がある。
- 2) 形式審査により本委員会が修正要求・修正希望を行った場合には、著者は指摘された事項に適切に対応すること。

- 3) 形式審査により、修正を指摘された原稿については、通知日より2ヶ月以内に改訂原稿が提出されない場合、審査を終了する。

### 第9条 (規程の改正)

この規則は、本委員会の議決により改正することができる。

- 2 前項の規定によりこの規則を改正したときは、理事会に報告するものとする。

### 附則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。（平成28年1月29日理事会議決）

2002.09 決定  
2006.03 改定  
2009.03 〃  
2011.03 〃  
2012.03 〃  
2014.03 〃  
2016.03 施行